

中小・小規模事業者

# 賃上げ 緊急支援金 支給のご案内



## 対象

従業員を1人以上雇用する  
県内中小・小規模事業者

## 支給額

1事業者  
につき

# 15万円

## 申請期間

令和8年 6月1日(月) ~ 12月28日(月) 予定

※予算の上限に達し次第、  
募集を終了します

## 申込方法

特設WEBサイトの  
申請フォームから  
お申し込みください

詳細は特設WEBサイトをご覧ください

長崎県 賃上げ 特設

検索



申請は  
こちら  
から!

●ご不明な点は事務局までお気軽にお問い合わせください

〈お問い合わせ先〉 中小・小規模事業者賃上げ緊急支援金事務局

長崎県委託事業 (国の重点支援地方交付金活用)

☎095-893-6260

[受付時間] 平日9:00~17:45(土・日・祝除く)

## ● 本事業について

- 【名称】 中小・小規模事業者賃上げ対策緊急支援事業
- 【事業概要】 最低賃金の大幅な引き上げ（953円→1,031円）により、特に大きな影響を受ける県内中小・小規模事業者の負担軽減のため、緊急的な措置として支援金を支給。
- 【支給額】 1事業者につき15万円
- 【申請期間】 令和8年6月1日(月)～12月28日(月)予定 ※予算の上限に達し次第、募集を終了します

## ● 支援対象者について

- 中小企業基本法に規定する中小企業者の範囲で事業を営む者（公益法人・協同組合・特定非営利活動法人等含む）
- 県内に本社又は主たる事業所がある、若しくは支店・営業所等の事業所が県内にあること
- 県内の事業所に常時使用する従業員を1人以上雇用していること
- 1年以上の事業実績があること
- 県税及び国税（法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税）に未納がないこと

## ● 申請書類について

- 申請書（請求書兼宣誓同意書含む）
- 原則、従業員1名分の雇用保険被保険者証（事業者控え）の写し又は雇用契約書の写し
- 申請者が法人の場合は、法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し、  
申請者が個人の場合は、青色申告書（白色申告書でも可）の写し及び事業内容のわかるもの
- 県税及び国税に未納がないことを証明する証明書の写し
- 支援金振込先の口座に関する情報（金融機関名、口座番号、名義人等）が分かる書類（預金通帳の写し等）

## ● 申請方法について

➔ **特設WEBサイトの申請フォームからお申し込みください。**

※郵送での申請をご希望の場合は、事務局までお問い合わせください。

特設WEBサイトにアクセス

<https://nagasaki-chinage-shien.jp/>

申請フォームに必要事項を入力

申請書類を添付

入力・申請完了

申請受付・事務局審査

申請受付から支援金の振込までは  
**1か月程度**を予定しています

※振込までの期間は、申請書類の不備等の状況や、申請が殺到している時期などにおいて、さらに期間を要する場合がありますので、予めご了承ください。

申請はこちらから！  
**24時間いつでも  
申請可能！**

詳細は特設WEBサイトをご覧ください



ご利用ください！

県内各地および  
オンラインにて  
説明会を開催します

開催スケジュールは特設WEBサイトで  
順次ご案内してまいります